

建替え時など

狭あい道路の拡幅整備に大阪市が補助します！

(幅員4m未満の道路)



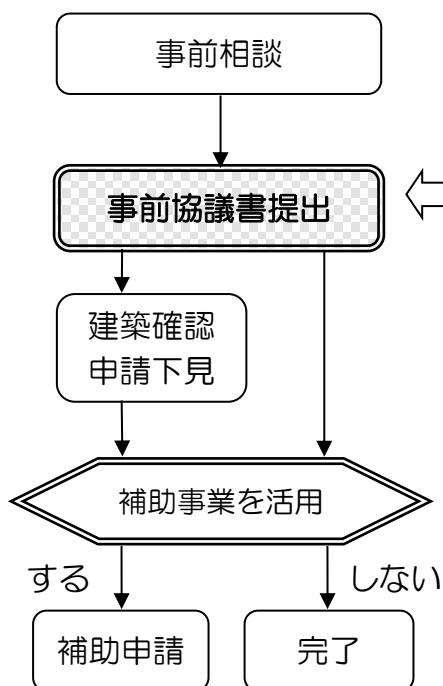
安全で快適なまちづくりを目指し、災害時や緊急時の避難・消火活動の円滑化を図るとともに、通風や採光など住環境を向上させるため、狭あい道路拡幅促進整備事業を実施しています。

狭あい道路に面した建物の建替えや増改築等の際、後退した部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を大阪市が補助します。

対象区域	特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区)及び重点整備エリア
対象道路	対象区域内にある建築基準法第42条第2項道路及び附則5項道路 ※ただし、次に掲げるものは除きます。 ・既に道路中心線からの2m後退が済んでいるもの ・都市計画法第29条に規定する開発行為を伴うもの ・都市計画法に基づく事業、他の事業によって拡幅又は整備されるもの ・建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの ・敷地面積(分譲住宅等を建築しようとする敷地が複数連なる場合は一連の土地の面積)が500平方メートルを超えるもの(補助制度は利用できませんが、事前協議は必要です)
事前協議	建築確認申請前までに「狭あい道路整備事前協議書」により、狭あい道路の拡幅について協議が必要です。(補助制度の利用の有無にかかわらず、事前協議が必要です。)
補助制度	後退用地等(後退用地及びすみ切り用地)を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助します。※詳細については、P.3の「2. 補助制度の概要」を参照して下さい。
後退用地等の維持管理	原則、後退用地等の所有権の移転はなく、整備完了後もその土地の所有者の方に維持管理していただきます。
固定資産税 都市計画税 の非課税等	整備した後退用地等に対する固定資産税・都市計画税は非課税などの適用が受けられますが、利用状況によっては非課税などの適用を受けられない場合があります。申告などの手続きについては、資産のある区を担当する市税事務所 固定資産税(土地)担当までお問い合わせ下さい。

1. 事前協議について

■手続きの流れ■



※補助制度の利用の有無にかかわらず、事前協議書の提出が必要です。

事前協議書の提出について

【提出時期：建築確認申請前 又は 狭あい道路の拡幅を計画した時】

【提出部数：1部】

狭あい道路整備事前協議書（指定様式）

〔添付書類〕

- ・ 附近見取図
- ・ 道路現況図（道路種別、道路幅員、後退状況が分かるもの）
- ・ 委任状（建築主等以外の方が手続きを行う場合は必要）

■整備形態■

1. 補助制度を利用される場合

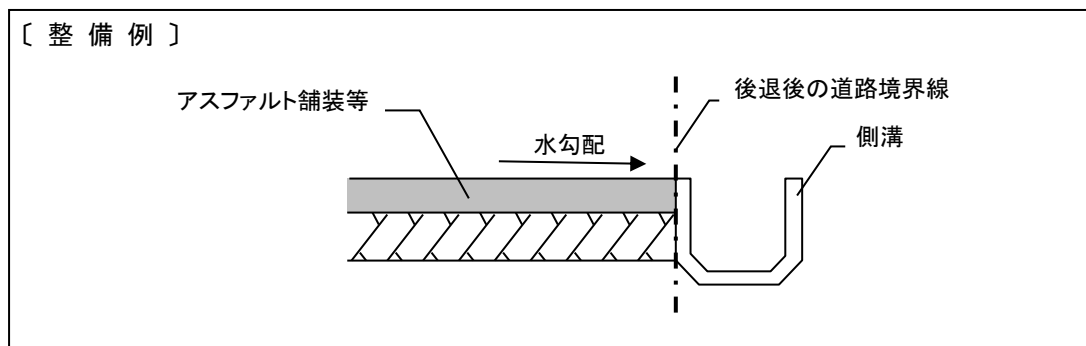
P.3「補助要件」を満たす必要があります。

2. 自主で整備をされる場合

通行に支障のない形態とし、下記の内容程度に拡幅整備するように努めてください。

（側溝が設置できない場合でも、敷地内の排水が道路側に流出しないように配慮して下さい。）

- ・ 既存道路部分と後退用地等の部分に段差がない構造とすること。
（既存の側溝、集水柵等の後退道路境界線より敷地側への移設ができない場合等）
- ・ 通行に支障のない仕様（アスファルト舗装等）により舗装すること。



※この仕様でも後退用地等に対する固定資産税・都市計画税の非課税などの適用が受けられますが、利用状況によっては、非課税などの適用を受けられない場合があります。

2. 補助制度の概要

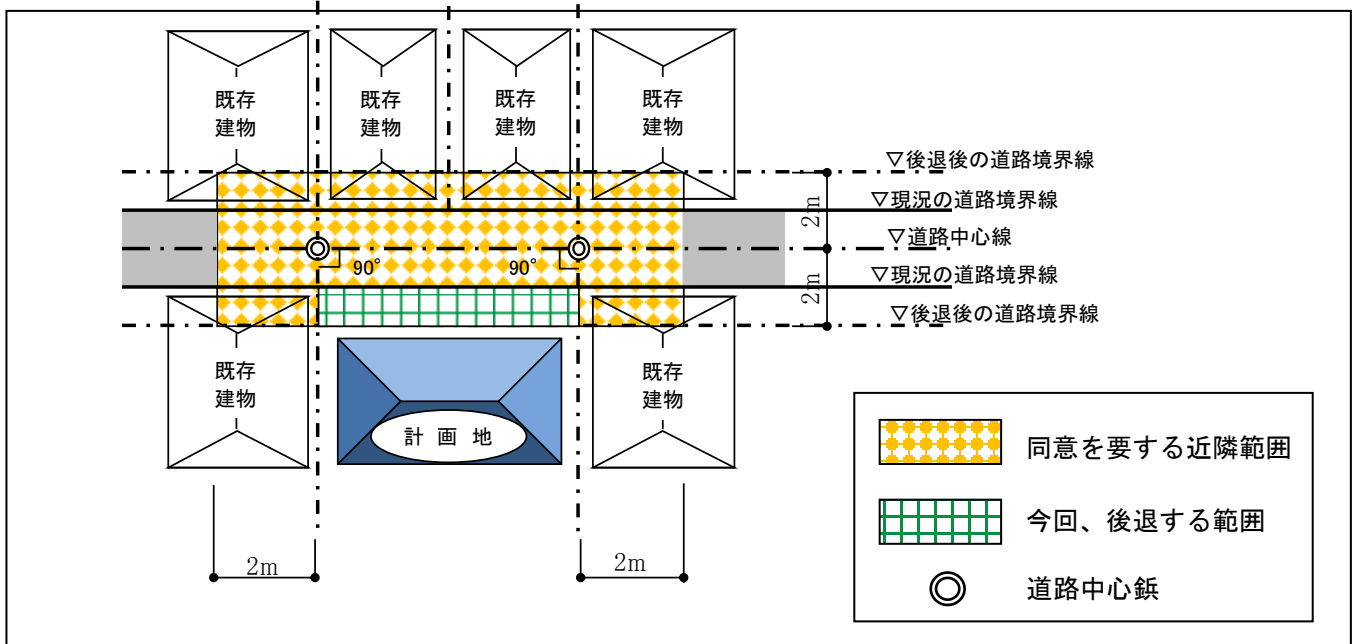
■補助要件■

補助範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・後退用地等（後退用地及びすみ切り用地） ・既存道路部分（最大道路中心線までとします）
補助基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象区域及び対象道路に該当していること。 対象区域：特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（優先地区）及び重点整備エリア 対象道路：<u>第42条第2項道路</u>及び<u>附則5項道路</u>（道路の幅員が幅員4m未満であること） ・整備後、後退線より道路側に既存の道路境界石・側溝・集水桝・地上突起物等が設置されていないこと。ただし、次の内容は除く。（対処方法については、事前に協議が必要です。） 認定道路の道路境界石 既存集水桝が周囲の状況等により撤去することが困難な場合 ・第42条第2項道路の場合、近隣関係者との同意のうえ、道路中心線を設置すること。 同意を要する近隣の範囲は、P.4「道路中心線確定における近隣との同意」を参照して下さい。 ・整備内容は、P.6「3. 道路後退部分の整備について」を参照して下さい。 ・<u>認定道路の道路境界石と舗装の撤去・新設については、建設局（各工営所）と協議して下さい。</u> ・<u>既存集水桝の撤去・新設については、建設局「排水協議窓口」と協議して下さい。</u>
補助項目	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界石の設置費 ・後退部分等の舗装費 ・既存道路部分の舗装費（最大道路中心線までとします） ・側溝・側溝蓋の設置費 ・集水桝の設置費 ・後退部分等にある支障物の撤去費（ただし、昭和26年以降に築造した建築物は除く。）
補助金額	<p><u>上記補助項目の実際に要した費用（見積書のうち補助対象となる金額）と市が規定する金額により算出した額のいずれか低い金額の2/3以内</u>（ただし、予算の範囲内の金額となります。）</p>
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・後退用地等の道路整備について、大阪市が補助金の交付決定をする前に後退用地等に係る工事契約又は工事着工をした場合は補助金を受けることはできません。 ・補助金は工事金額の支払いを確認した後の交付となります。 ・この事業を利用して整備された後退用地等に後退表示板（本市支給）を設置していただきます。 ・この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは各区の担当の税務署へお問い合わせ下さい。

※紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しいことはP.8「4. ご相談・お問い合わせ」の窓口でご相談下さい。

■道路中心線確定における近隣との同意について■

第42条第2項道路の道路中心線確定における同意を要する近隣の範囲は、原則として下図によります。



■補助金の交付を受ける場合の市が規定する金額について■

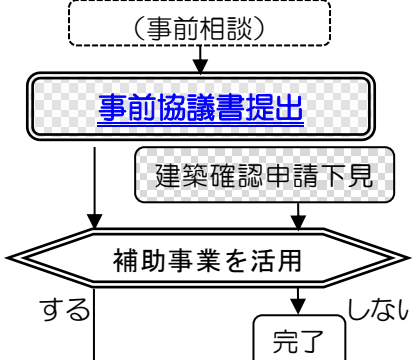
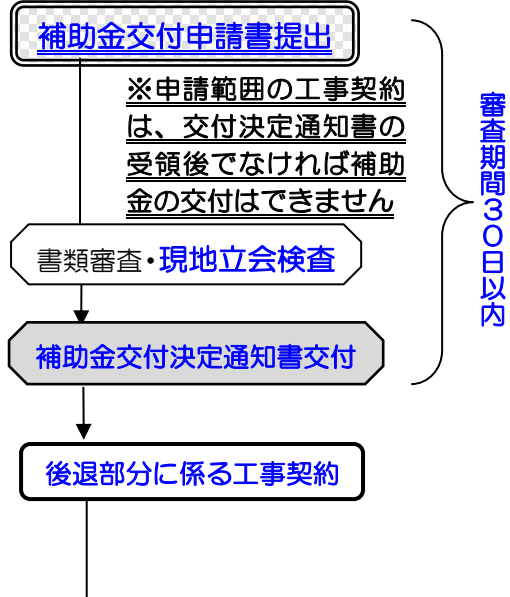
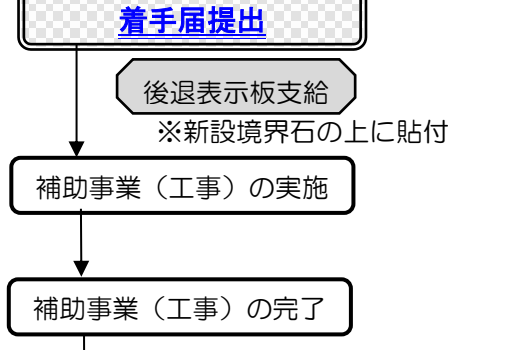
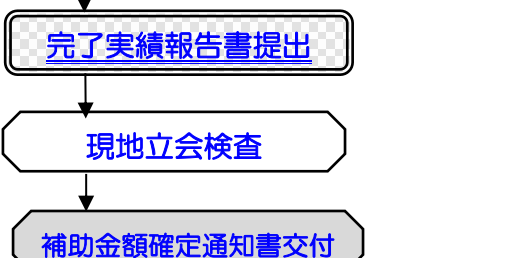
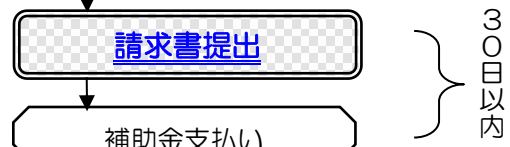
【道路舗装等の整備にかかる費用】

補助項目	単位	補助限度額単価
道路舗装	平方メートル	13,700円
道路境界石設置	m	6,500円
U型側溝設置	m	8,400円
L型側溝設置	m	12,000円
現場打ち側溝	m	700円
側溝蓋設置	m	5,100円
集水桝設置	ヶ所	56,700円

【後退部分にある支障物の撤去にかかる費用】（昭和26年以降に築造した建築物は除く。）

補助項目	単位	補助限度額単価	
塀等	木製	(見付)平方メートル	4,600円
	金属製	(見付)平方メートル	2,400円
	ブロック製等	(見付)平方メートル	9,100円
	コンクリート製	(見付)平方メートル	9,200円
門扉	木製	(見付)平方メートル	1,700円
	金属製	(見付)平方メートル	5,100円
樹木	低木	本	400円
	中木	本	2,500円
	高木	本	6,700円
段差のある工作物	コンクリート製等	立法メートル	18,100円
車止め等		ヶ所	3,700円

■補助申請手続きの流れ■

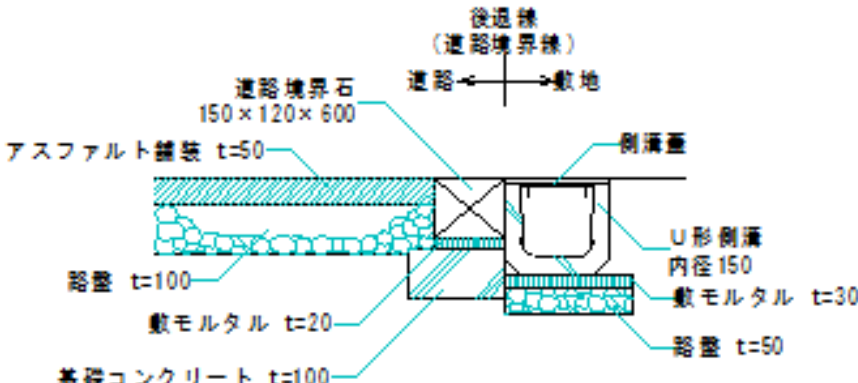
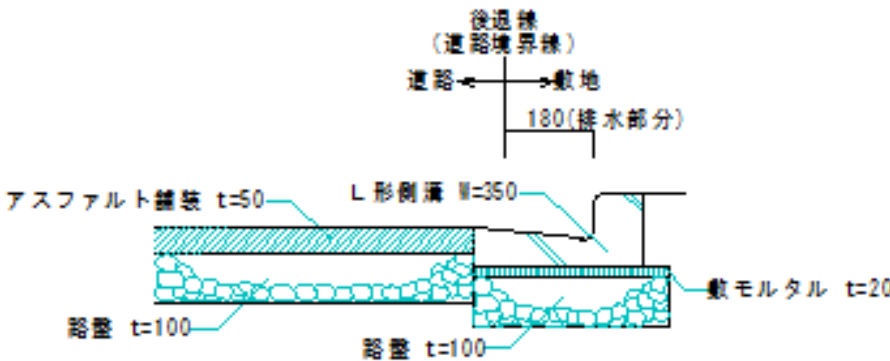
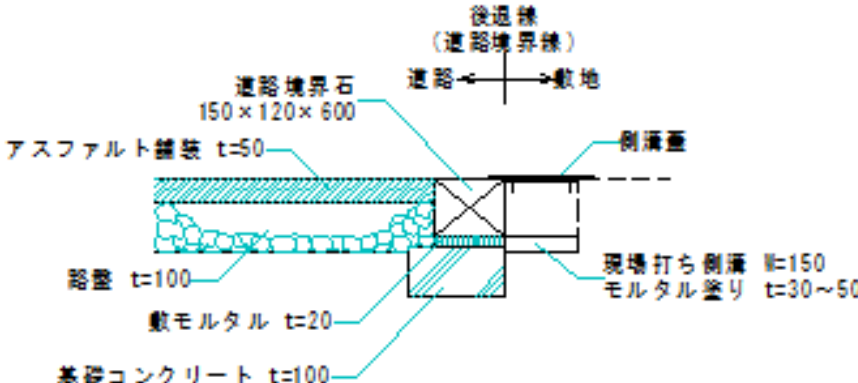
手続きの流れ	提出書類
<p>事前協議</p> 	<p>【提出時期：建築確認申請前 又は狭あい道路の拡幅を計画した時】</p> <p>※補助制度の利用の有無にかかわらず、事前協議書の提出が必要です。 <u>狭あい道路整備事前協議書【指定様式】</u></p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附近見取図 ・ 道路現況図（道路種別、道路幅員、後退状況が分かるもの） ・ 委任状（建築主等以外の方が手続きを行う場合は必要）
<p>補助申請</p>  <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">審査期間30日以内</p>	<p>【提出時期：道路後退部分の工事契約の1カ月前まで】</p> <p><u>補助金交付申請書【様式第1号】</u></p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附近見取図、整備計画図、整備断面図 ・ <u>附則5項道路の場合</u>：道路中心線及び現況幅員に関する書類（道路境界明示書等） ・ 現況写真及び撮影方向位置図 ・ <u>第42条2項道路の場合</u>：道路中心線設置写真 ・ 見積書（撤去工事及び整備工事にかかるもの） ・ 誓約書【様式第2号】 ・ 建築主等の印鑑登録証明書 ・ 委任状《代理人》（代理者による申請の場合は必要） ・ 委任状《代表申請者》（建築主等が複数の場合は全員分必要） <p>（複数の建築主等により申請を行う場合、そのうちから代表申請者を選出し、補助を受けるにあたっての権利、義務、手続き等のすべての事柄について代表申請者への委任及び補助金の交付決定から支払いに至るまでの手続き、補助金の返還に関してすべて代表申請者を相手方とすることに承諾した旨の書類が別途必要です。）</p>
	<p>【提出時期：道路後退部分の工事契約後】</p> <p><u>補助事業着手届【様式第7号】</u></p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定通知書の写し ・ 契約書等の写し <p><u>※原本照合のため、契約書等の原本を持参してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>計画に変更が生じる場合、必ず事前にご連絡ください。</u>（申請内容に変更が生じた場合、別途変更の申請が必要です。） ・ <u>変更内容が補助要件を満たさない場合、補助金を支払うことができなくなりますので、ご注意ください。</u>
	<p>【提出時期：補助事業完了後】</p> <p><u>補助事業完了実績報告書【様式第13号】</u></p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業完成図 ・ 補助事業工事中写真・完成後写真及び撮影方向位置図 ・ 契約書等の写し（着手届時から変更がある場合） ・ 領収書等の写し（撤去工事・整備工事にかかるもの） <p><u>※原本照合のため、契約書・領収書等の原本を持参してください。</u></p>
 <p style="position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">30日以内</p>	<p>【提出時期：補助金額確定通知受領後】</p> <p><u>請求書【指定様式】</u></p>

3. 道路後退部分の整備について

■整備仕様■

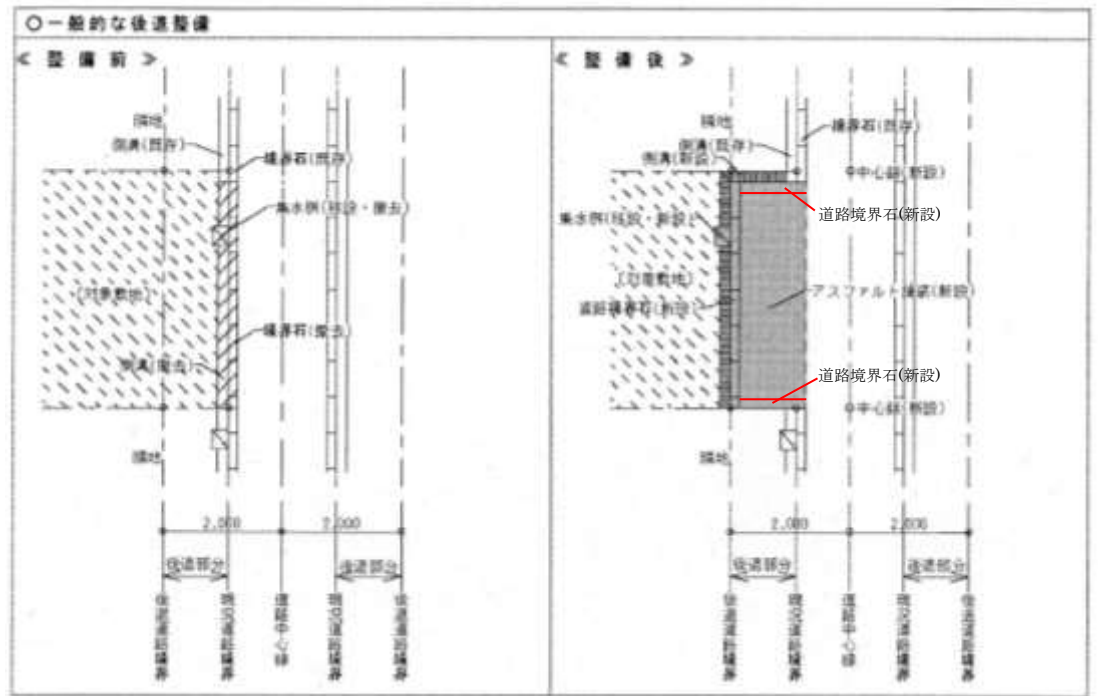
道路後退部分の整備仕様は、次のいずれかの仕様として下さい。

- 道路舗装については、アスファルト舗装としますが、舗装幅が極端に狭い場合や、後退部分に存置せざるを得ない電柱・マンホール等の設備類が多い場合等、平滑に施工することが困難な場合に限り、協議のうえ、コンクリート（厚 100 ミリメートル）とすることができます。
- 側溝の種類は、周囲の状況を踏まえ、建設局（各工営所）と協議のうえ、決定して下さい。
- 後退範囲内にある集水桝の撤去・新設については、建設局「許認可申請等・排水協議窓口」と協議して下さい。

<p>① U形側溝を設置する場合</p>	<p>アスファルト舗装 + 道路境界石 + U形側溝 + 側溝蓋</p>  <p>後退線 (道路境界線)</p> <p>道路 ← → 敷地</p> <p>道路境界石 150×120×60</p> <p>アスファルト舗装 t=50</p> <p>側溝蓋</p> <p>U形側溝 内径150</p> <p>敷モルタル t=30</p> <p>路盤 t=100</p> <p>敷モルタル t=20</p> <p>基礎コンクリート t=100</p> <p>路盤 t=50</p>
<p>② L形側溝を設置する場合</p>	<p>アスファルト舗装 + L形側溝</p>  <p>後退線 (道路境界線)</p> <p>道路 ← → 敷地</p> <p>180(排水部分)</p> <p>アスファルト舗装 t=50</p> <p>L形側溝 W=350</p> <p>敷モルタル t=20</p> <p>路盤 t=100</p> <p>路盤 t=100</p>
<p>③ 現場打ち側溝を設置する場合</p>	<p>アスファルト舗装 + 道路境界石 + 現場打ち側溝 + 側溝蓋</p>  <p>後退線 (道路境界線)</p> <p>道路 ← → 敷地</p> <p>道路境界石 150×120×60</p> <p>アスファルト舗装 t=50</p> <p>側溝蓋</p> <p>現場打ち側溝 W=150 モルタル塗り t=30~50</p> <p>路盤 t=100</p> <p>敷モルタル t=20</p> <p>基礎コンクリート t=100</p>

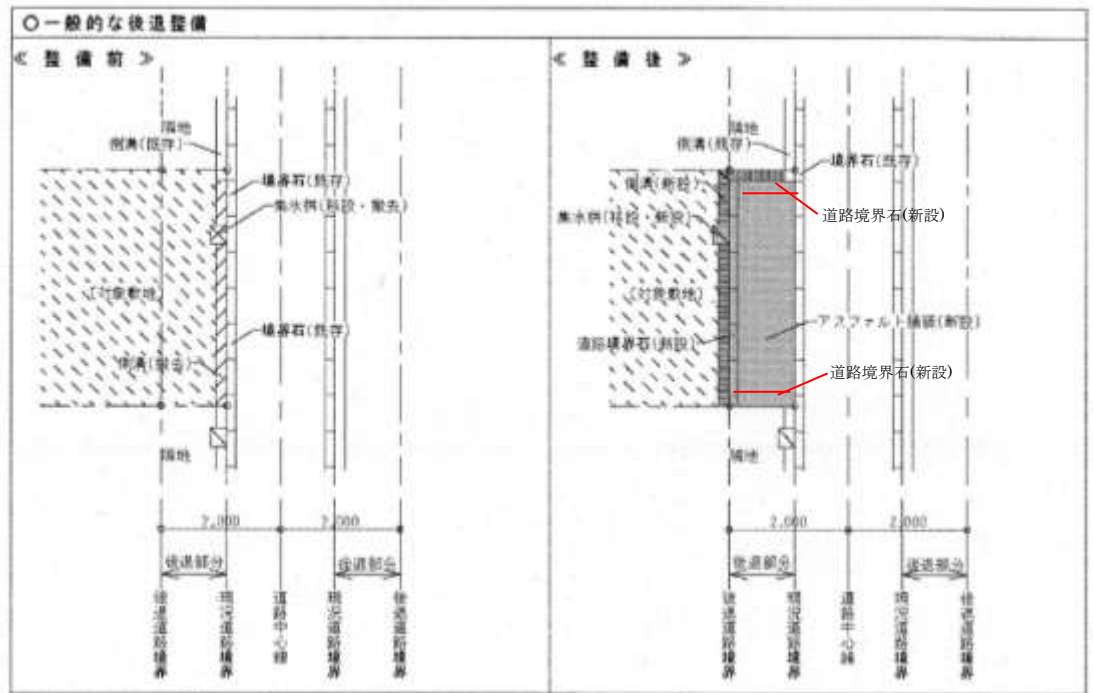
■整備形態■

【2項道路の場合】

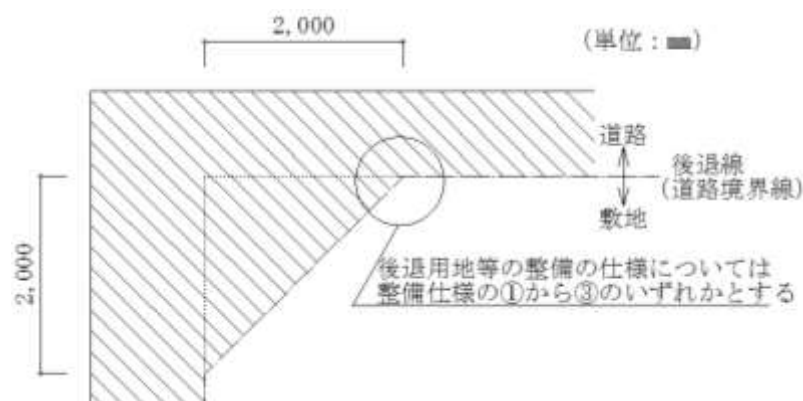


【附則5項道路の場合】

※建設局と協議のうえ
境界石(既存)を存置
する場合



【すみ切りの仕様】



4. ご相談・お問い合わせ

●大阪市都市整備局 企画部 住環境整備課（大阪市役所 6階）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 TEL 06(6208)9235

○生野区南部地区のご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局 生野南部事務所（生野区役所 5階）

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19 TEL 06(6717)8266



「大阪市狭あい道路拡幅整備事業」ホームページ

▶<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html>

きょう

大阪市 狭あい



対象区域



区名	町丁名
阿倍野区	旭町1丁目(尼崎平野線以南、金塚南北線以西)、阿倍野筋4~5丁目、阿倍野元町(木津川平野線(松虫通)以北)、王子町1~4丁目、共立通1~2丁目、三明町1~2丁目、昭和町1丁目、天王寺町北1丁目(天王寺吾彦線以東)、天王寺町北2~3丁目、天王寺町南1~3丁目、播磨町1丁目(柴谷平野線(南港通)以北)、阪南町1~4丁目、阪南町5丁目(柴谷平野線(南港通)以北)、美章園1~3丁目、文の里1~3丁目、文の里4丁目(木津川平野線(松虫通)以北)、松虫通1丁目(木津川平野線(松虫通)以北)、松虫通2丁目、松虫通3丁目(木津川平野線(松虫通)以北)、丸山通1~2丁目、桃ヶ池町1丁目(木津川平野線(松虫通)以北)
西成区	旭1~3丁目、岸里1丁目、北津守3~4丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、山王1丁目(尼崎平野線以南)、山王2~3丁目、潮路1~2丁目、聖天下1~2丁目、千本北1~2丁目、千本中1丁目(9・18・19の各一部)、千本中2丁目(1~3の各一部)、太子1丁目(尼崎平野線以南、堺筋線以東)、太子2丁目(堺筋線以東)、橋1~3丁目、津守1~3丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、鶴見橋1~3丁目、出城3丁目、天下茶屋1~3丁目、天下茶屋北1丁目(堺筋線以東)、天下茶屋東1~2丁目、長橋1~3丁目、中開3丁目、梅南1~3丁目、花園南1~2丁目、松1~3丁目、南津守1丁目、南開2丁目
福島区	海老江2~8丁目、大開1~2丁目
城東区	今福西1~2丁目、今福南1~2丁目、蒲生3~4丁目、新喜多2丁目(JR城東貨物線以東)、嶋野東3丁目、天王田、中浜1~3丁目
東成区	大今里西1~3丁目、玉津1~3丁目、中道2・4丁目、中本1~5丁目、東小橋3丁目(岩崎橋今里線(千日前通)以南)
東住吉区	北田辺1・3丁目
天王寺区	上之宮町、上本町7~9丁目(東野田河堀口線(上町筋)以東)、勝山4丁目(勝山通線(勝山通)以北)、烏ヶ辻1~2丁目、北山町、小宮町、細工谷1丁目(生玉片江線以南)、細工谷2丁目、下味原町、真法院町、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目(生玉片江線以南)、東上町、松ヶ鼻町
生野区	生野西1~4丁目、勝山北1~5丁目、勝山南1~2丁目、鶴橋1~5丁目、中川西1~3丁目、林寺1丁目、桃谷1~5丁目
生野区南部地区	生野東1~4丁目、勝山南3~4丁目、舍利寺1~3丁目、林寺2丁目(生野線以北)、林寺3・5丁目